

日本近視網膜研究会（Japan Myopia-Retina Club）会則

【第一章 名称・事務局】

第一条 本会は日本近視網膜研究会（Japan Myopia-Retina Club）と称する

第二条 本会の事務局を大阪市淀川区十三本町 1 丁目 1 4 - 2 0 十三日和ビル V3 階 株式会社アイリサーチ内におく

【第二章 事業】

第三条 本会は、近視、網膜分野の基礎的、臨床的研究の進歩発展を図り、もって学術の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

第四条 本会は、第三条の目的を遂行するために次の事業を行う

- (1) 国際・国内研究会の開催 年 2 回
- (2) 眼科啓発事業
- (3) 総会 年 1 回
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第五条 本会の事業は、本会の目的に賛同する団体と共催できる

【第三章 会員】

第六条 会員は、第三条における目的の主旨を十分に理解した医師で、入会には世話人会の承認を必要とする。非医師で入会を希望する場合は、特に眼科学における功績が大きいと考えられる場合に例外的にこれを認める。この場合も世話人会での承認を必要とする。会員種別は、A 会員（眼科専門医）と B 会員（眼科専門医志向者）とする。

第七条 本会は、医師でなくても第三条にかかげる本会の主旨に賛成し、世話人会の承認を得た者は「賛助会員」（オブザーバー）とする。賛助会員である団体・個人は本会で開催するセミナー等に参加することができる。

第八条 会員の退会・除名は、世話人会で決定する。

第九条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により除名できる。

- (1) 本会会員として著しく品位を欠く行為があったとき
- (2) 会費を 2 年以上滞納したとき

【第四章 世話人および監事】

第十条 本会は、下記の世話人および監事を置く

- (1) 世話人 4 名
- (2) 監事 1 名

【第五章 世話人会】

第十一条 定例世話人会は年1回行うこととし、代表世話人がこれを招集する。また必要に応じ臨時世話人会を開催する。

第十二条 世話人会は、本会の運営、方針に関する重要事項について、確認および協議決定し決定事項を実施する。

第十三条 世話人の意思決定は、出席世話人の過半数で可否を決定する

第十四条 監事は、年1回会計監査を行い総会にて報告する

【第六章 会計および経費】

第十五条 本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる

第十六条 本会の運営費は、入会金・会費・協賛金など寄付・その他収入により構成する

第十七条 年会費は、賛助会員 50,000 円、A 会員 10,000 円、B 会員 3,000 円とする。

第十八条 入会金は、賛助会員 30,000 円、A 会員 5,000 円、B 会員 1,000 円とする。

第十九条 本会の収支決算報告は代表世話人が作成し、監事による監査を経て総会にて報告を行う

【第七章 会則の変更】

第二十条 本会則は、世話人会の過半数の同意により変更できる

第二十一条 本会則に定めのないものについては、世話人会において協議決定する

付則

本会則は、2020年1月1日より実施される

会の役員は次の会員とする

代表世話人 生野恭司

共同代表世話人 大野京子

世話人 横井多恵、大杉秀治

監事 佐柳香織